平成２２年（フ）第４１１号
大阪市西区江戸堀１丁目19番10号肥後橋ＵＭビル５Ｆ
破産者　株式会社コスモス
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２号
岡山県瀬戸内市長船町土師812番地
破産者　被相続人亡柴田浩之相続財産
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４号
大阪府東大阪市菱江１丁目21番23号
破産者　株式会社中野電機製作所
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９６号
奈良県吉野郡東吉野村大字小12番地
破産者　株式会社山本組
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４０７号
札幌市東区北丘珠３条３丁目２番10号
破産者　有限会社技巧舎
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５７号
盛岡市門２丁目３番５号
破産者　ベトン工業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１８８９５号
東京都中央区銀座６丁目５番13号
破産者　ＯＴ企画有限会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６３号
東京都西東京市ひばりが丘北４丁目４番９号　ＳＣＥＮＡ　ＳＴＵＤＩＯ302号
破産者　石山　禎良
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６９４号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目26番８号　カーサ永島301
破産者　株式会社マイルストーンインターナショナル
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目11番45号
破産者　有限会社浜竹地所
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０号
静岡県浜松市西区伊左地町2539番地
破産者　増田鉱業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
静岡県浜松市西区伊左地町2539番地
破産者　株式会社Ｍ’ｓメンテナンス
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
アメリカ合衆国カリフォルニア州95054サンタクララ市スート228レイクサイドドライブ2880、登記簿上の支店静岡県掛川市中央１丁目17番地２
破産者　Ａｄｖａｎｃｅｄ　Ｃｈｉｐ　Ｅｘｐｒｅｓｓ，Ｉｎｃ．
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
京都市伏見区淀樋爪町234番地１
破産者　株式会社山本組
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６２号
京都市伏見区新町６丁目473番地の２
破産者　有限会社読売桃山アイ・シー・
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２９号
山口県山陽小野田市大字東高泊1915番地の15
破産者　株式会社オーパーツ
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７０９号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目1452番地　ＷｉｎｇＢｉｒｄ伊勢崎106、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市三室町4192番地28
破産者　八木　秀樹
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７７号
山形県酒田市下青沢字日潟192番地
破産者　遠田　賢一
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８２号
山形県酒田市日の出町１丁目３番地の13　日の出ＫＥＩＹＯ　Ｄ号、申立時の住所山形県酒田市下青沢字日潟192番地
破産者　遠田　　賢
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１８号
群馬県伊勢崎市下道寺町394番地３
破産者　石倉　光雄
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所